

座間市環境美化条例 (平成31年4月1日施行)

公共の場所における喫煙を制限し、空き缶等の投棄等、飼い犬等のふんの放置等、落書き行為を禁止します。

空き缶や吸い殻などのポイ捨てを禁止



公共の場所へのポイ捨て禁止の対象となるものは、缶、瓶、ペットボトルなどの容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、その他これらに類する物です。
※違反した場合は、罰金（2万円以下）が課せられる場合があります。



落書きを禁止

公共の場所や施設、他人の建物、壁などへの落書きを禁止します。
※違反した場合は、罰金（5万円以下）が課せられる場合があります。

飼い犬等のふんの放置等を禁止

飼い犬等が公共の場所等でふんをしたときは、放置したり、投棄したりすることを禁止します。
※違反した場合は、罰金（2万円以下）が課せられる場合があります。

喫煙マナーの徹底

公共の場所で喫煙をしようとするときは、携帯用灰皿を携帯するか、灰皿が設置されている場所で喫煙するようにしましょう。
周囲の人に迷惑をかけないように心がけましょう。



看板を配布します！

●環境美化啓発看板として、以下の3種類の看板を配布中です。

- ①「ペットのふんは、必ず持ち帰ろう！！」
- ②「ポイ捨て禁止！！」
- ③「まちをきれいに」

●配布窓口：クリーンセンター及び市内各出張所

落書き消去活動を支援します！

●市民や事業者等が落書きの消去活動をする際に、必要な物品を貸与するなどの支援を行います。

- 貸与物品例：消去用スプレー、ペンキなど
- 申請窓口：環境政策課

美しいまちを目指して



市民等

- 地域環境の美化の意識を高め、快適な生活環境の確保に努める。
- 条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力し、周辺環境の美化に努める。

事業者

- 事業活動によって快適な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講ずる。
- 条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努める。

行政

- 条例の目的を達成するため、総合的な施策を計画的に実施する。
- 地域の環境美化の促進及び環境を悪化させる迷惑行為の防止に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努める。
- 市民等、事業者及び所有者等が条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努める。

土地や建物等の所有者は、周辺環境の美化に努めましょう！

協働でまちの環境美化を推進します！



「禁止行為が繰り返される」、「改善が見られない」など、悪質な場合には、市から指導・勧告・命令という手順で、改善を促します。

座間市環境美化条例に関するお問い合わせはこちらへ

座間市暮らし安全部クリーンセンター 電話 046-252-8724 FAX 046-252-7641
clean@city.zama.kanagawa.jp